

令和2年 6月 2日

川崎市議会議長 山崎直史様

横浜市神奈川区

神奈川県保険医協会

新型コロナウイルス感染症拡大に際し第一線の医療提供体制堅持
を求めることについての陳情

陳情の趣旨

5月25日に緊急事態宣言が解除されましたが、医療現場は依然、混乱と危機的状況が続いています。第一線医療を担う開業医の下には、発熱症状等があってもPCR検査に至らない患者、また、明確な兆候が見られない「無症候感染者」が日々来院し、その前提での診療体制が求められています。感染拡大前よりも一層の感染症対策の強化が求められ、医療スタッフの負担が増える一方で、患者の受診控えに伴う医業収入の大幅減という厳しい状況に立たされています。中でもかかりつけ医として、動線や診療時間を分けるなど工夫を凝らし、発熱患者への対応とそれ以外(慢性疾患の患者等)の通常診療を続けています。

とりわけ歯科は、「歯科医療機関における新型コロナウイルスの感染拡大防止のための院内感染対策について」(4月6日付け厚労省医政局発出)を機に休診や診療時間短縮に踏み切る施設が出ており、事実上、診療縮小が余儀なくされています。また、休診せずとも感染への不安から患者の受診控えが特に顕著に出ており、経営悪化が深刻です。当会が行ったアンケートでは、川崎市内医療機関から「今後減収は深刻」「健診業務、内視鏡検査を行えなくなり大幅な減収(4月以降)拡大見込み」との声も寄せられており、特に経営体力の弱い歯科は持ちこたえられず、倒産に至るケースが出てくる可能性があります。

患者・住民の健康を守るため、流行期及びアフターコロナ下の第一線の医療提供体制の堅持が求められます。つきましては、医療機関に対する支援を強め

ていただきたく、陳情いたします。

陳情事項

- 1 地域住民のセーフティネットである第一線医療の医療崩壊を起こさないよう、医療機関への支援策を充実し、迅速に対応すること。
- 2 具体的には、国の緊急経済対策として計上された「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」、募金等の活用で、下記支援策の創設を検討すること。
 - (1) 休業医療機関及び経営困難医療機関への支援金制度
 - (2) 発熱外来を行う診療所への経済支援、感染対策強化に係る費用助成制度
 - (3) 医療機関のテナント料支払に係る家賃補助制度
 - (4) 減収15%未満のセーフティネット保証5号における信用保証料全額補助や利子補給による実質無利子化